

第88回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部】議事録

日時：平成29年6月30日 11:00～11:15

場所：経済産業省 別館 1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員、箕輪委員

議題：電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について

○八田委員長 それでは、稲垣先生が5分おくれられるとのことですが、定刻となりましたので、ただいまから第88回電力・ガス取引監視等委員会の第1部を開催させていただきます。

最初の議題は1つだけです。早速議事に入りたいと思います。今日の議題は、電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について、資料3に基づき恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 資料3を御覧ください。電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可についてでございます。

1. 経緯でございますが、6月8日付で広域機関より経済産業大臣に対しまして業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請がございまして、15日付で当委員会に対して意見の求めが来ているというものでございます。

このページの下に参考として手続の流れを記載してございます。業務規程、送配電等業務指針の変更につきましては、電気事業法に基づきまして大臣の認可を受けるということになっておりまして、その際には当委員会に意見を聴取するということになっているわけでございます。

2ポツ、今回の変更の主な内容でございますが、主に資源エネルギー調査会の電力・ガス政策小委員会で方針が示されました地域間関係線の利用ルールを先着優先から間接オークションに変更するための規程の改正でございます。

その内容につきまして、その次のページ、資料3-1に基づきまして内容を簡単にご説明いたします。

めくっていただきまして、3-1の3ページに間接オークションの概要が示されてございます。現行は先着優先ということで、簡単にいいますと、早い者順に関係線の容量を確保できるという制度になっておりますところ、現行は前日10時の段階で空き容量がある場合にはそれをスポット市場に活用するというルールになってございます。これを間接オークション導入後は、この先着優先の部分を廃止いたしまして、全てをスポット市場に割り当てる。すなわち、スポット市場で約定した場合だけ関係線が使えるという仕組みに移行するというものでございます。

これを導入するために広域機関の業務規程及び送配電等業務指針を変更するということございまして、4ページ以降にその主な変更点を説明してございます。

まず4ページでございますが、今申し上げましたとおり、利用計画を先に出した者が関係線を利用できる

という規程がございますが、その規程を削除いたしまして、市場取引に基づいて割り当てるという規程に改正するということでございます。

あわせて5ページでございますが、関連の規程の改正、主に削除、変更等を行うというものでございます。それから、6ページ以降、関連の規程の改正についてご説明いたします。

まず6ページでございますが、これにあわせて出力維持等が必要な電源等、要するに、いわゆる長期固定電源といわれているようなもの、具体的には原子力、水力、地熱発電につきましては、発電し続ける必要があるということで、これらについてはほかの電源、特にFIT電源等よりも優先的に約定できるという仕組みを導入する。

それから、このページの一番下ですけれども、電気事業法第24条に定める区域外供給などについても連係線を通せるように装置を導入するというものでございます。

これについての具体的な規程ぶりは7ページから9ページに記載のとおりでございます。

それから、10ページから12ページはその参考資料でございます。

次に、13ページでございます。この間接オークションへの移行に当たりましては、経過措置を設けることとされております。これについての規程を整備するというものでございます。この主な経過措置の内容は、28年度に長期利用計画として登録されていたものにつきましては、平成37年度までの間、先ほど申し上げました市場取引において約定した場合に、エリア間の値差によって追加費用が生じた場合には、その値差の分の補填を受けられるという経過措置でございまして、この内容を業務規程の附則に規定するというものでございます。

それから、14ページ以降は若干細かい点になりますが、まず14ページは、例えばスポット市場が終了した後に連係線が故障などをいたしまして、その容量が減ったという場合には混雑処理が必要となるわけでございますが、その取り扱いについて変更するというものでございます。これまでは先に登録された者が優先されるというルールでございますが、それを廃止いたしまして、市場で約定されたものについては全て同じ扱いとして、案分によって混雑処理がされるというルールに変更するというものでございます。

それから、15、16はその参考資料。

それから、17ページでございますが、これは先着優先がなくなることに伴ってマージンの設定断面を変更するという改正を行うというものでございます。その具体的内容は18ページ。

それから、19と20は、今申し上げましたとおり、連係線利用計画がなくなるというわけでございますが、利用計画がなくなってしまうと、他方で広域機関が将来の予測が立てにくくなるという問題がございます。例えば送電線の作業計画等の調整を行うためには、やはり連係線がどの程度利用されるかについて広域機関が情報を収集する必要があるということでございますので、廃止する連係線の利用計画にかわりまして、発電販売計画、あるいは需要調達計画といった中に供給区域をまたぐ取引の予定数量を規定してもらうという改定を行うというものでございます。

それから、飛んで22ページでございます。これも細かい改定になりますが、広域機関の業務として関係線増強の計画策定プロセスという業務がございます。関係線がいつも混み合っているような場合には、その増強について検討を行うというものでございますが、その検討を行うきっかけと申しますか、検討を開始する要件として、今までは利用計画の登録がたくさんあった場合というのが1つの要件になってございますが、利用計画自体がなくなりますので、その要件について削除するという改正でございます。

それから、24ページは最後でございますが、関係線の利用ルールの変更とは別に、これにあわせて幾つかの改正を行うというものでございます。

上の2つは、広域機関が行いますリプレース案件系統連携募集プロセスという業務がございますが、この業務につきまして、規程の中で幾つか不明確な規程がございましたので、その規程について明確化を行うという改正でございます。

それから、3つ目は地域間関係線の名称について、東京・東北間の増強をやっている機関、いわき幹線を地域間関係線として管理するという事になってございますので、それを追加するという改正を行います。

最後は、インバランスの集計におきまして、役割分担を明確化するというのを電力・ガス基本政策小委員会で行いました。これによりまして、これも事実上、広域機関が既にやっていた業務でございますが、全国大インバランスの集計は広域機関がやるということを確認するという事になりましたので、それについての規程の改正を行うというものでございます。

以上が今回申請されました業務規程及び送配電等業務指針の改正と申しますか、変更の内容でございます。

この改正の施行の時期でございますが、附則におきまして平成30年4月1日から1年以内で広域機関の理事会で決定した日となっております。広域機関におきましては、平成30年4月以降、できるだけ早い時期に関係線の利用ルールの変更を行いたいというか、行うことが望ましいとしてございますけれども、他方で、この間接オークションの移行開始にはやはりシステムの増強が必要になっておりまして、その準備状況を踏まえてこれから決めていきたいということと申して聞いてございます。

実は昨日も広域機関でこの関係の委員会が開催されまして、今の準備状況の報告がなされました。広域機関におきましては、関係線の運用については、昨年4月から運用を開始しているわけでございますが、何回かシステムのふぐあいが生じておりまして、今年度においても2回ふぐあいを発生させ、一部取引にも影響を生じさせたということも発生してございます。こういうこともあり、今、広域機関では再発防止に取り組んでいるところでございまして、また、現行のシステムの品質向上をまず優先的に進めているという状況でございます。

それをやりつつ、この間接オークション導入のためのシステムの増強もやっているという中で、現状を踏まえますと、システム改修の完成時期は早くとも30年9月末と見込まれているという報告がきのうございました。ということで、導入時期は平成30年度下期の早い時期を目指すというのが今の広域機関の検討状況でございます。

規程の改正は今の段階でやって、施行時期は平成30年度4月から1年以内で理事会で決めた日ということで、規程には書いた上で、理事会で決定するについては、今のところは30年下期のできるだけ早い段階ということで検討を進めているという状況でございます。

以上、変更の内容と施行時期についてご説明させていただきました。この変更内容につきまして、事務局におきまして電力の適正な取引の確保という観点で審査いたしました。特に問題ないものと考えてございます。したがって、後ろについてございます資料3-2及び資料3-3のとおり、この案につきまして大臣が認可することに依存はありませんという旨、回答してはどうかと考えてございます。この案でよろしいかご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見をいただきたいと思っております。林委員。

○林委員 ご説明どうもありがとうございました。今ご説明がございましたけれども、業務規程、送配電等の業務指針の変更ということで、認可について事務局提案のとおり問題ないと思っております。

間接オークションの話があつて、その前に現存のシステムでもいろいろトラブル等があつた中で、間接オークションを平成30年9月末以降、できるだけ早い時期ということですが、従来現在のシステムをまずしっかりやるというのは当然ですが、さらに間接オークションが入って、かなりシステムがいろいろ大変というか複雑になり、時間がない中でやらなければいけないと思うのですが、そこら辺はしっかりやっていただいて、過去でいろいろ経験もたくさんあるので、その過去の経験を踏まえて、今度の新しい間接オークションのシステム、まざってくるシステムがありますので、いろいろ配慮しなければいけないことはあると思うのですが、ぜひしっかりやっていただきたい。これはコメントでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○稲垣委員 この決定には我々の委員会からも情報収集して一緒に議論してきたということで承っているのですが、そういうことでいいわけですね。それで、結局、間接オークションへと変更になるわけけれども、例の暫定措置というか、経過措置なのですが、経過措置は10年間ということになりますと、この10年間、経過措置の対処を受ける事業者、ボリュームというか、それと間接オークションの実施の時期との関係で、制度としては30年に始めるのだが、実際にはあと10年間は先着優先が支配的になる。そのあたりのバランスはどのような状況になるのですか。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 今、手元に具体的なデータはもってございませんが……

○稲垣委員 全体的なイメージで結構です。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 はい。そういう意味では、今は先着優先の仕組みになっておりまして、早く利用計画を登録した人から連絡線を使えるというルールになってございます。ただ、現状でも必ずしも長期で計画を押さえている方で、全部満杯になって、全くスポット市場の取引で連絡線が使えないという状

況にはなっていないということになっておりまして、かなりの量がスポット市場取引なり、あるいは時間前取引で利用されているということもありますので、経過措置がすごい量をとっているがために、事実上、間接オークションの導入が意味がないということは全くなくて、経過措置があるがために、これが意味がないとかという状況には全くなっていないと考えておりまして、経過措置が大きな問題であるという状況ではないと考えてございます。

○稲垣委員 資料3の4あたり、具体的な条文をみますと、経過措置についても問題があるときはOCCTOがいろいろ指示ができるとか、変更させることができるということがあるので、やはり関係線の利用の公平さとか透明さは制度改革の大事なところなので、これについては運用規程の解釈として、そうした制度設計なり制度の目的に反するような状況が生じたときはこうした指示をして、それを是正することができるという内容をこの運用規程の中に読み込むことができるのだと。私、まだ細かい条文まではみえていないのだけれども、そういう内容を含んでいる、解釈ができるのだということは念のため確認したかったわけで、そういう内容を含んでいるという理解でいいのですよね。今おっしゃるように、経過措置が制度改革の障害になるという事態は想定していない運用規程なのだということですよ。だから、もし障害が生じたような場合は、生じるような事態についてはOCCTOは適切に対処し、会員はそれにきちっと従っていくという理解でいいのですね。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 どういう経過措置にするかということについては、これを決める過程でかなり議論が行われまして、広域機関の委員会でもいろいろな意見を聞きながら調整を重ねて、この措置になってございます。その中で関係線を使うということを前提にこれまで投資なりをされた方もいるのではないかという議論と、他方で、やはりせっかくこういう間接オークションにするのだから、できるだけ過去の経緯にとらわれず、早く新しい制度に移行した方がいいという両方の意見がございまして、それについて実質議論が始まってから10年間ということで区切って、そこから先は全くなくすということで一番適当だろうという形で決定されたというのが議論の過程でございます。そういうことで今のルールにおいて、そういう意味では両面のバランスがとれていると考えてございまして、今の規程については、その結果をある意味実際に利用される方が逆に不透明な部分がないように明確に規定されているというのが今の案でございます。

○稲垣委員 分かりました。そのようにまとめるというか、ここできちっと確認したいのですが、当然今の2つの論点をいろいろな検討を加えてバランスをとりながら、役所も入りながら出てきたのがこの案だということなので、そこで想定されたものについては現実的な解決点をやっと思つめたというのがこの案だという承知をしているのです。

ただ、念のためということなのですが、皆さんがそう考えていても、例えば駆け込みとか、いろいろな裏をかく人が出てきたりとか、そのようなことはもともと想定していないわけで、そうした事情が生じて、要するに制度設計というか、制度に反するような事態が生じたときは当然是正が図られるという内容の規程なのだということで理解していくということで皆さんご納得済みということですよ。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　これを議論するときも、後々から何かできないようにするというのはすごく大事だということで、実際に経過措置の対象になる人も平成28年度に利用計画を登録していた人ということになっておりまして、その人はどういう人かという、平成28年3月より前に登録がされているわけですけれども、そういう意味では、今は29年6月ですので、1年3ヵ月以上前に既に登録した人しか経過措置を受けられないということになっておりまして、関係線のルールを変えようではないかという議論をスタートした時点より前の人限定するという、後から駆け込みのようなこと、もう絶対できないようなことまで配慮しておりまして、そういう意味での配慮は十分されていると考えてございます。

○八田委員長　どうもありがとうございました。ほかにございせんか。――では、私から2～3確認ですが、まず6ページの長期固定電源に関して優先するということです。普通の状況では全部入札で決まるわけだから、優先も何もないと思うのですが、これは価格がゼロになったときということですよ。この優先はとても大切なことだと思うのです。要するに、市場価格がゼロになってもFIT電源は発電者が、実際に受け取る価格はポジティブになるよう補助金がどんどん出ていく。そちらに使わせるというのはおかしな話だからです。価格ゼロになる場合に長期固定電源を優先するという事はちゃんと条文に書いてあるのですか。そういう限定なしに、普通に優先してしまったらまずいではないかと思うのです。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　実は広域機関では、その対象となる電源を承認するという規程が書かれてまして、実際それを約定時にどう扱うかはJEPXの規程の方で書かれるという予定になってございまして、その詳細についてはJEPXの方で書かれることになっております。ただ、この趣旨は、当然ゼロ円で売り入札を入れれば、あるいは成り行きで売り入札を入れれば約定されるだろうということを多分今、委員長はご指摘されているのだと思いますが、同じゼロ円の中でも、ほかの電源と競合した場合にどうなるかというときにこの規程が生きてくると考えておりまして、ゼロ円以外の場合があり得るかどうかというのは、今ここで私が考える限り、ゼロ円以外の場合にはあり得ないのではないかと思います。よく頭の整理をしたいと思います。基本的には委員長おっしゃるとおり、同じゼロ円でほかの電源と競合した場合に優先されるという趣旨でございまして、その書きぶりがJEPXでどうなるかは確認したいと思います。

○八田委員長　ゼロ円ということだったら非常に理解できます。

それから、この14ページですけれども、案分の話です。これ、ここで混雑処理と書いてあるのですが、ゲートクローズが起きた後で変化が起きた場合という意味ですか。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　そのとおりでございます。

○八田委員長　では、混雑処理という言葉はそのように定義されているというのがどこかにあると明快だと思うのです。元来は間接オークションで値差がつくこと自体が混雑の処理だと思うのです。ここではちょっと別な意味で書いてあるから、本当ならば、法律の方でちゃんと説明してあればそれでいいと思うのですけれども、注意が必要かなと思います。それが1つ。

それから、最後ですけれども、20ページの区域をまたぐというものですけれども、これは将来全部、間接

オークションになってしまって、経過措置がなくなった場合ですね。なくなった場合には結局それぞれが取引所と取引をするわけですから、相対の契約には余り意味はないと思うのです。もちろんコントラクト・フォー・ディファレンスをやるとしても、それはあくまでファイナンシャルなことですから、そうすると、ここでの報告を求めるとかというのは経過措置の間ということなのですか。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　　まず後者の方でございますが、経過措置の間だけではございませんで、経過措置がなくなった後も出していただくようにする。委員長おっしゃるとおり、実際には全て取引所を通すわけでございますが、この書きぶりも申しますと、区域をまたいで電力調達に関する合意がある場合はそれを記載して出していただくということで、取引所を通して取引をするのだけれども、他方で必ず一定の量を取引所に入れるなどの合意をしている場合には、それを書いていただくということでございます。

○八田委員長　　別にこれはあっても問題はないと思うけれども、本当に関係線のことを気にしたら、合意などはどうでもよくて、あるなしにかかわらず、きちっと発電計画、需要計画をいつも出してもらわなければいけません。だから、たまたま他地域と合意があったところに限定するというのは、むしろ足りないのではないかという気がします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　　今も発電計画なり調達計画は出していただくことになっているのですが、そこに、他地域に渡します、あるいは他地域から調達しますという合意をもっている人は、その分の何割かは他地域に売る約束がありますということを書き加えていただくという趣旨でございます。

○八田委員長　　いいですが、余り意味がないのではないかという気がします。経過措置の期間だって、元来はファイナンシャルな補償をするという話ですよ。だから、間接オークションに移行するというのは大変大きなことで、ファイナンシャルな処置だけでやるのだから、物理的には域内できちっとやれば済むことだと思うのです。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　　それから、前半のご質問、混雑処理でございますが、一応、混雑処理は取引に係る登録以降に関係線に混雑が発生するときと書いてございます。

○八田委員長　　ほかにございませんでしょうか。――それでは、事務局のご説明があったとおりに電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電業務指針について認可することに依存がない旨、回答することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、本日、第1部で予定していた議題はこれだけです。

ほかに事務局から連絡事項はありますか。

○新川総務課長　　第2部につきましては、準備が整い次第、開催させていただきます。

○八田委員長　　それでは、これをもちまして第1部を閉会いたします。どうもありがとうございました。

